

公開版

調査報告書

令和8年1月8日

神奈川県いじめ防止対策調査会

目次

■ 第1章	はじめに	1
■ 第2章	本調査会の調査について	1
第1	本部会の設置の経緯	1
第2	本部会の活動状況	2
第3	本部会の調査方針	3
1	調査の目的	3
2	調査の内容	3
(1)	調査対象	3
(2)	調査の方法	3
ア	資料の確認・分析	3
イ	聞き取り	3
3	A及び関係生徒ら保護者への説明、協力依頼等について	3
4	情報等の取り扱いについて	3
■ 第3章	前提として整理した事実	3
第1	当該校に関する事項	3
1	当該校の概要について	3
2	生徒の状況について	4
第2	吹奏楽部に関する事項	4
1	学年ごとの部員数	4
2	編成について	4
3	主な活動の予定(大会、行事、練習等)	4
第3	Aに関する事項	5
1	家族構成	5
2	出席状況	5
第4	事案の概略	6
■ 第4章	本部会による調査結果	6
第1	本部会の認定した事実	6
1	入部	6
2	市大会まで	7
(1)	Aの主訴	7
(2)	吹奏楽部の状況	7
(3)	コンクールの出場基準・オーディション	8
(4)	合唱コンクール	8

(5) 腱鞘炎	8
(6) ■の発言	8
(7) 市大会	8
3 県大会不出場	8
(1) 7月30日の話し合い	8
(2) 関係生徒らによる副顧問らへの働きかけ	9
(3) 副顧問らによる主顧問の説得	9
(4) 副顧問PによるAの呼び出し	9
(5) 8月2日の聞き取り・架電	9
4 8月19日の話し合い	10
(1) 当日まで	10
ア LINEでのメッセージ	10
イ 話し合いの企画	10
ウ 関係生徒らへの事前指導	10
(2) 当日	10
5 Aの受けた診断 不登校	12
6 メッセージ	13
第2 吹奏楽部における部員らの出欠	13

■ 第5章 「いじめ」の認定について	13
第1 はじめに	13
第2 「いじめ」の定義について	13
第3 「いじめ」の認定	14
1 市大会まで	14
2 副顧問らへの働きかけ	14
3 8月19日発言	14
4 その他	15
第4 本件「いじめ」の特質	15
1 正義をかざした言動	15
(1) 部員の出席状況	15
(2) 正義は学校や部により異なる	16
2 「正義」の暴走	16
(1) Aをコンクールに出場させなかったことについて	16
ア 部活動における選手等選考の重要性	16
イ 重大な理由があったとはいえない	16
ウ 「正義」の暴走	17
(2) 8月19日の話し合いについて	17
3 継続的な「いじめ」	17

(1) 部員の出席状況	17
(2) 情報共有	17
(3) ■の発言	18
(4) 7月30日より前の「いじめ」	18
■ 第6章 うつ病の診断・不登校に至る経過について	18
第1 はじめに	18
第2 うつ病の診断・不登校に至る経過	19
1 入部以来の関係生徒らの冷ややかな態度による継続的心理負荷	19
2 コンクール辞退に伴う顧問らの不適切な働きかけ	19
3 話し合いの当日の心理的攻撃の被害と心理的限界感	19
4 当該校が「いじめ」認知を示さなかったことによる二次的被害	20
5 うつ病の診断・不登校の長期化との関係	20
■ 第7章 当該校及び県教委の対応について	20
第1 当該校の対応について	20
1 状況を把握せず	20
2 「正義」の暴走を止めず	21
3 コンクール出場に基準なし・協議なし	21
4 A自身に不出場を報告するよう促したこと	22
5 8月19日の話し合い	22
(1) 話し合いの前段階	22
ア 話し合いの目的	22
イ 話し合いを行うべき段階ではなかった	22
ウ 目的の共有・手立ての検討不十分	23
(ア) 関係生徒らへの働きかけ	23
(イ) Aへの働きかけ	23
エ 話し合いの方法が不適切	23
(2) 当日段階	24
6 多対一の関係を認識しながら慎重さを欠いた対応	24
7 具体的調査を欠いたままの対応	24
8 法に則ったとはいえない対応	25
9 寄り添った対応	25
第2 県教委の対応について	26
1 当該校への対応	26
2 重大事態調査の開始時期	26

■ 第8章 提言	26
第1 本件への今後の対処	26
1 関係生徒らの現状	26
2 想定される指導	27
3 信頼関係の棄損	27
4 信頼関係を回復する努力	28
第2 「いじめ」の正当化に留意すること	28
第3 多対一のある場合	29
第4 集団内での同調圧力と責任の自覚	29
第5 法・方針に則った対応	30
■ 神奈川県いじめ防止対策調査会調査専門部会委員名簿	31
■ 別紙 出欠表	

第1章 はじめに

神奈川県立高等学校（以下「当該校」という。）1年生の女子生徒（以下「A」という。）が、吹奏楽部内でのいじめにより、令和6年9月4日から不登校となった疑いがあり、いじめ防止対策推進法（以下「推進法」という。）第28条第1項に規定された重大事態（以下「重大事態」という。）に該当するものとして対応することとなった。

神奈川県教育委員会（以下「県教委」という。）は、令和6年11月26日、神奈川県いじめ防止対策調査会（以下「本調査会」という。）に対して調査を諮問し、これを受けた本調査会は調査を実施した。

本調査報告書は、その調査結果をとりまとめたものである。

第2章 本調査会の調査について

第1 本部会の設置の経緯

令和6年10月24日、県教委はA及びA保護者に重大事態調査実施の意向を確認し、当該校は重大事態の発生と判断した。

同年11月1日、県教委は、知事へ重大事態発生の報告を行った。

県教委は、学校主体の調査では重大事態への対処等に十分な結果を得られないと判断したため、重大事態の調査主体を県教委とすることを決定し、同月26日、附属機関である本調査会に次の事項について諮問した。

諮問事項

県立高等学校において発生したいじめの重大事態について、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、次の事項を調査し、事実関係を明確にすること。

- (1) いじめの事実について
- (2) いじめの事実と心身への重大な被害との関係について
- (3) 学校及び教育委員会の対応の検証について
- (4) 学校及び教育委員会が執るべき措置について

以上

本調査会は、神奈川県いじめ防止対策調査会規則第6条第1項の規定に基づき、神奈川県いじめ防止対策調査会調査専門部会（以下「本部会」という。）を設置して、公平・中立な立場から、いじめの事実についての調査や当該校及び県教委の対応の検証等を行い、同種の事態の発生の防止に向けた提言等を行うこととした。

第2 本部会の活動状況

日時	内容	結果
令和6年11月28日	第1回会議	・ 事案の概要及び調査方針について協議した。
令和7年1月16日	第2回会議	・ 調査内容及び今後のスケジュールについて協議した。
2月18日	第3回会議 聴き取り調査 (第1回)	・ 調査内容及び今後のスケジュールについて協議した。 ・ A及びA父母から聴き取りを行った。
4月11日	協力依頼	・ 関係生徒らの保護者へ聴き取り調査への協力を要請した。
4月12日	協力依頼	・ 関係生徒らの保護者へ聴き取り調査への協力を要請した。
5月6日	聴き取り調査 (第2回)	・ 関係生徒ら等から聴き取りを行った。
5月9日	聴き取り調査 (第3回)	・ 関係生徒ら等から聴き取りを行った。
6月24日	聴き取り調査 (第4回)	・ 関係職員から聴き取りを行った。
7月15日	第4回会議	・ 聴き取り調査の結果及び今後の調査について協議した。
9月21日	聴き取り調査 (第5回)	・ 吹奏楽部顧問から聴き取りを行った。
9月25日	聴き取り調査 (第6回)	・ 吹奏楽部の元顧問から聴き取りを行った。
10月20日	第5回会議	・ 聴き取り調査の結果及び今後の調査について協議した。 ・ 調査報告書の作成について協議した。
10月27日	聴き取り調査 (第7回)	・ 前任の校長から聴き取りを行った。
12月1日	第6回会議	・ 聴き取り調査の結果及び今後の調査について協議した。 ・ 調査報告書の作成について協議した。 ・ 中間報告について協議した。
12月15日	中間報告	・ A及びA父母に調査結果の中間報告を行った。
令和8年1月8日	第7回会議	・ 調査報告書案を可決し、県教委に答申した。

第3 本部会の調査方針

1 調査の目的

諮問事項の十分な事実調査を前提に、不登校に至る要因や背景を検証し、同種の事態の発生を防止するべく再発防止策を検討した。

2 調査の内容

(1) 調査対象

- ・ A及びA保護者
- ・ 教職員（管理職、担任、部活動顧問、生徒指導担当、養護教諭等）
- ・ 関係生徒ら等（吹奏楽部部員等）
- ・ その他、本部会が必要と認める者

(2) 調査の方法

ア 資料の確認・分析

部会開催以前に、当該校や県教委が行った調査により作成した資料の確認と分析を行う。

イ 聴き取り

原則として本部会の委員が行うこととする。

3 A及び関係生徒ら保護者への説明、協力依頼等について

本部会が行う調査の方針や計画を、A及び関係生徒ら保護者へ事前に説明し、調査等への協力依頼を行う。また、必要に応じて、調査の状況等の中間報告や経過説明を行う。

4 情報等の取り扱いについて

当該校や県教委から提供を受けた情報や資料については、特に個人情報保護に十分に配慮して取り扱う。

また、生徒等に広く情報提供を求める必要がある場合には、事前に生徒及び保護者の理解と協力を得て、調査を実施する。

第3章 前提として整理した事実

第1 当該校に関する事項

1 当該校の概要について

当該校は生徒数約 800 名程度の全日制高等学校である。学校運営組織については、生徒指導関係等を担当するグループ、進路指導等を担当するグループなどを設置している。生徒指導、教育相談に関しては、担当する教職員を各学年に1～3名配置している。教員数は、校長以下50名程度（非常勤講師、事務職など除く）である。

2 生徒の状況について

自転車で通学する生徒もいるが、公共交通機関を利用している生徒が最も多く、生徒の8割以上が市内から通学している。

最近の卒業生の進路状況では、9割以上の生徒が進学し、1割程度の生徒が進学準備等をしている。

第2 吹奏楽部に関する事項（記載されたものは令和6年度のもの）

1 学年ごとの部員数

	男子	女子	合計
1年	3	23	26
2年	2	21	23
3年	0	9	9
合計	5	53	58

2 編成について

パート名	人数	パート名	人数
フルート	4	ホルン	4
オーボエ	1	トロンボーン	4
ファゴット	2	ユーフォニアム	3
クラリネット	7	チューバ	3
バスクラリネット	1	コントラバス	2
サクソ	6	パーカッション	8
トランペット	6		

※ コンクールに出場する部員の定員は55名。

※ 1年生のオーディションを実施した結果、部員58名のうち51名がコンクールに出場することが決定していた。

3 主な活動の予定（大会、行事、練習等）

日時	活動内容
4月	入学式
	新入生オリエンテーション
	仮入部ミニコンサート
5月	体育祭
6月	他校とのジョイントコンサート
7月	野球応援
	ホール練習（2回）
	市吹奏楽コンクール
8月	神奈川県吹奏楽コンクール

日時	活動内容
9月	文化祭（2日間）
10月	市民吹奏楽祭
11月	青少年吹奏楽コンサート
	アンサンブルコンテストホール練習
	市アンサンブルコンテスト
12月	クリスマスコンサート
	神奈川県高等学校吹奏楽祭
1月	合同練習
	市合同バンド練習（希望者のみ）
3月	卒業式
	定期演奏会

第3 Aに関する事項

1 家族構成

Aの家族は、XXXXXXXXXXである。

2 出席状況

令和6年度（一年生当時）

学期	授業日数	出席停止 忌引き等日数	出席しなければ ならない日数	欠席	遅刻	早退	備考
前期	80	3	77	5	0	1	
年度末	201	105	96	5	0	1	※1

※1…校長が出席しなくてよいと認めた日 103日

令和7年度（令和7年12月24日時点）

学期	授業日数	出席停止 忌引き等日数	出席しなければ ならない日数	欠席	遅刻	早退	備考
前期	78	34	44	0	0	0	※2
年間	155	65	90	0	0	0	※3

※2…校長が出席しなくてよいと認めた日 34日

※3…校長が出席しなくてよいと認めた日 65日

第4 事案の概略

年は註なき限り令和6年

- 4月5日 A、当該校入学
吹奏楽部へ入部し[]パートに配属
([]パートメンバーを以下「関係生徒ら」と総称し、
個々のメンバーを[]とする。 []1年生)
- 6月25、26日及び7月9日
吹奏楽部、1年生にオーディションを実施しコンクール出場メンバー(A、[]を含む)決定
- 7月22日 A、新型コロナウイルス感染症のため部活欠席(～26日)
- 7月[]日 吹奏楽部、コンクール市大会出場 Aは不出場
- 7月30日 []が、Aの県大会出場について主顧問に働きかける
主顧問はAと[]に話し合わせた上、Aを出場させることとした
[]が、Aの県大会出場について副顧問P、Qらに働きかける
- 8月1日 副顧問P、Aに不出場を促し、Aは出場を辞退
A母、主顧問に対し関係生徒らからAへのいじめがあったと訴え
- 8月2日 顧問らは、関係生徒ら・A(電話)から聞き取り
その中でAは県大会への出場を希望した
聞き取り後、主顧問・校長は、いじめと考えられる具体的事実はないこと及びAを県大会不出場とすることをA側に告げた
- 8月8日 吹奏楽部、コンクール県大会出場 Aは不出場
- 8月9日、10日
顧問ら、Aとの話し合いに向け関係生徒らに事前指導
- 8月19日 関係生徒らとAの話し合い実施(発言内容は後述)
- 8月30日 A、うつ病の診断を受ける
- 9月4日 A、以降不登校
- 10月29日 A、吹奏楽部退部届提出

第4章 本委会による調査結果

第1 本委会の認定した事実

年は註なき限り令和6年

1 入部

4月5日、Aは当該校に入学した後、吹奏楽部へ入部し[]パートに配属された。

Aによれば、

- ①中学校から吹奏楽部で■■■■■を担当していた。
- ②その延長線として高校でも吹奏楽部に入った。
- ③■■■■■を担当するにあたりオーディションはなかった。
- ④4月■■■■■に決まったとき、ちょっとピリピリした感じの雰囲気
で、「これから先大丈夫かな」と思った。
- ⑤部活での決まりごとをまとめた紙をもらうようなことはなかった。

とされ、部の欠席等の連絡については

- ①部活の欠席、遅刻、早退は吹奏楽部全員が参加するグループLINE（顧問は不参加）でメッセージを送信することになっていた。
- ②欠席、遅刻、早退の状況は■■■■■がまとめていた。
- ③A以外の生徒も、何か他の予定があるから休むとか、体調悪いから休むとか、気楽に送信しており、Aもそうした理由で休んでよいと思っていた。
- ④送信されたLINEでのメッセージに対して、先輩がグループLINEの中で何かいうようなことはなかった。

とされる。

2 市大会まで

(1) Aの主訴

- ①入部当初から■■■とは壁がある印象。Aに対して笑わない、話しかけてくることもない、話が續かない。体育祭の練習時■■■から「音が大きい」、「みんなと合わせる音にしてほしい」と注意を受けた。
- ②挨拶しても返事を返さない。
- ③話しかけ、質問などを無視する。
- ④パート内で話している際、輪に入れてもらえない。
- ⑤パートの写真を、Aを外した状態で撮影する。
- ⑥練習中など、同じ1年生の■■■のミスについては笑って流す感じだが、Aのミスに対しては強めに注意してくる。
- ⑦パート内で■■■の要望は通りがちだったが、Aには要望をする機会もなかった。
- ⑧部活動中に他の人がスマホを使っているも何も言わないが、Aがスマホを見た場合には注意をしてくる。

(2) 吹奏楽部の状況

顧問らは部員らの出席状況を数字として把握していなかった。また、■■■■■パート内の人間関係の状況を把握していなかった。

主顧問によれば、Aの欠席日数が多いことは6月、7月あたりで報告を受けていたけれども、特段の対応は行わなかった（■■■によれば「真剣に相談したことはない」とされる。）。部内に体調不良、塾などで欠席日数の多い生徒がい

ることは認識していた。[]パート内に早退が多いとか休みがちだという印象の生徒もいた。Aからの訴えも6月、7月の段階ではなかった。

(3) コンクールの出場基準・オーディション

コンクールには2、3年生は人数的な関係で全員出ることが決まっていて、1年生はあふれてしまうので全員オーディションを行った。
オーディション合格者がコンクールに出場する。
何日休んだらコンクールに出られないという基準はなかった。
Aはオーディションに合格した。

(4) 合唱コンクール

当該校では7月[]に合唱コンクールが行われた。
合唱コンクール1週間前は合唱コンクール優先期間とされ、学級での合唱練習参加が部活動に優先とされていた。
Aは学級のパートリーダーであった。

(5) 腱鞘炎

7月9日、Aは部活動を欠席して整形外科を受診し、腱鞘炎の診断を受けた。

7月15日、[]はAへの個人宛LINEで「そういえばなんで腱鞘炎なったの？」、(Aの「手首の使い過ぎ」との回答に対して)「何をやって？」とメッセージを送信した。

(6) []の発言

7月14日、[]は、[]の際、「部活でヘイト溜まっているよ」、「[]だったら手首壊れてでも部活に行くけどね」と言った。

(7) 市大会

7月20日、Aは体調が悪く部活を早退し新型コロナウイルス感染症の診断を受け22日から26日まで部活を欠席し、[]のコンクールは不出場とし手伝いで参加した。

コンクール当日、関係生徒らはお互いの楽譜に応援メッセージを書き合っていたが、その場にいたAには声かけはなかった。

3 県大会不出場

(1) 7月30日の話し合い

7月30日の練習中、Aは[]に呼び出され、[]と主顧問、Aで話し合った。

主顧問はAの県大会参加意思を確認した。

Aは「県大会に出たいです。頑張ります」と意思表示した。

話し合いの際、[]はAの欠席を、[]はAの練習態度を問題とし、[]はAに対し「20日早退したのは何故？」と質問した。

主顧問は「Aの意思を尊重する」と回答し、この日の話し合いは終了した。

主顧問は、「いろいろな不満はあるかもしれないけれども何も決まりがない以上は出場させないわけにはいかない」という考えだった。

(2) 関係生徒らによる副顧問らへの働きかけ

7月30日 [] らは副顧問らに対し「どうしたらいいのかわからない」、「このまま本番は出られない。欠席続いてて私たちも頑張ってるけど、コンクールの地区大会も出られなかったところに、申し訳なさというか『これから頑張っていくていきます』みたいな感じもなく、当たり前前に『私出ます。よろしくお願ひします』って言ってきた」などと訴えた。

(3) 副顧問らによる主顧問の説得

主顧問は副顧問らから「練習に出ていなかったのに本番に出るということに [] 人の方にはかなり不満があってこのままだとパートが精神的に持たないし、音楽的にも全体にも影響する」と説得され、Aに対して副顧問Pが働きかけ、その結果としてAが不出場となることを容認した。

(4) 副顧問PによるAの呼び出し

8月1日、副顧問PはAを呼び出し「県大会に出ていい結果を残せなかったときにAさんに対して少なからずマイナスのイメージが持たれるだろうし、これから2年間一緒にやっていく中で、今回Aさんが県大会に出ることによって、 [] パートの間がさらに悪化したりしないかが心配」と言った。

Aとしては、「出ない方がいい」と圧力をかけられたと感じた。

Aは「出ない方がいいのかな」、「反対すると部活にいられなくなる」と思ひ、出たい気持ちはあったけれども、「今回は辞退します」と言った。

副顧問PはAに対し自分で主顧問に伝えるよう促した。

主顧問に伝えると、主顧問はAに対し自分で先輩たちに伝えるよう促した。

Aとしては、休みが多い人に対して「何かあいつまた休んでるよ」みたいな話はちょこちょこあったけれども、そこを突いて攻撃するという雰囲気ではなかったのだから、自分がこういうことになって驚いた。

Aの音や関係生徒らとの関係について、副顧問Pが話をしたのはこのときが初めてだった。

Aが泣いて帰宅したことから、A母は主顧問に架電し、いじめの調査を求めた。

(5) 8月2日の聞き取り・架電

8月2日、顧問らは関係生徒らからパート内の様子やAの欠席理由について聞き取りを行った。

同日主顧問はAに架電し、Aへの関係生徒らの対応、県大会辞退は本意ではないことを聞いた。

その後、校長と顧問らは協議し「いじめと考えられる具体的事実はない」と判断するとともに、「音が間に合わない」との判断でAを県大会には出場させ

ないこととし、これらを同日A側に伝えた。

4 8月19日の話し合い

(1) 当日まで

ア LINEでのメッセージ

8月3日、■は■パートのグループLINEにて「Aちゃんへお盆明けまで休むならしっかり伝えて欲しいです」とメッセージを送信した。

イ 話し合いの企画

事態の收拾を図るため、管理職は顧問らと協議しつつ、生徒双方による話し合いの場を設定した。Aにとって過度な負担とならないように「1対■」ではなく「1対1」を■回繰り返す方法を選択した。

A一人に対して■人連続というやり方は、管理職と顧問らで話し合って決めた。

関係生徒らの一人から「この方法はよくないのではないか」と言われたが、管理職と顧問らで話し合って決めたことでもあり、A側にも一言このやり方でよいか聞いていたため、実施した。

ウ 関係生徒らへの事前指導

8月9日及び10日、顧問ら（主顧問、副顧問Q）は関係生徒らに対し事前指導を行った。

関係生徒らからはAに対する不満が出されたが、これに対して顧問らからAの状況を理解させる方向での指導がなされたとは認められない。

■によれば、事前に言いたいことを伝え顧問らの確認を受けており、当日言い過ぎたことがあった際には顧問らが止めに入るようになっていたとされる。

(2) 当日

8月19日の話し合いは、主顧問、副顧問Q同席の下、Aが関係生徒ら■名と順次1対1で面談を行う形で行われ、関係生徒らからAに対し次のような発言がなされた（以下「8月19日発言」と総称する。）。

顧問らは関係生徒らの発言につき制止も注意もせず、またAに対し発言を促すこともしなかった。

なお、関係生徒らの前提事実自体や発言内容について、Aから異議があることは付言しておく。

- ・練習に来ない人より、先輩たちや2年生と同じ気持ちで頑張ってくれているその子たちとコンクールに出たかったと思った。
- ・落ちた子がいるのに来ないのはコンクールメンバーとしての責任が足りない

い。

- ・ 部活を休んでなぜ教室にいたのかは説明してほしかった。
- ・ 腱鞘炎になってしまったのは仕方ないし、私はなっただことがないからどれくらい痛いとか辛いとかわからないけど、私は口が痛くて楽器が吹けないときも練習には参加して、できることを探していた。合奏にも参加して、吹けなくてもメモをとったりしていた。今後は「吹けないから休む」の前に相談したり、できることを探したりするようにしてほしい。
- ・ 腱鞘炎のときも母校で楽器を吹いていたというのは本当？
- ・ 部活は「吹けないから休む」としていたのに他で吹いていたのは、そっか…。

- ・ コンクール前に休んだことは理由も理由だし仕方がないと思う。ただ、復帰した時の言動や行動が気になった。「すいませーん」っていう軽いノリで帰ってきたから、ちょっとびっくりした。「県大会に出られて当たり前」と思っている印象を受けてしまった。
- ・ 復帰してからの頑張りが見られなかったことに怒っている。
- ・ 改善したいという気持ちがあるなら行動面に出してほしい。

- ・ 県大会に出る出ないってなる前に、復帰した時に、「県大会に出られて当たり前前」っていう態度だったことが気になっている。7月30日の話し合いが終わるときに納得していない表情をしたのは、Aが「出れる」と思っているように見えたから。
- ・ 周りが言ってくれたら「仕方ない」だけど、自分で言っちゃうのは違うよね。
- ・ 「一週間で取り戻す」、「がんばります」って言っていたけど、そのあとの個人練習、パート教室で楽器を吹かないでスマホをいじっている時間が長かったり、「疲れて休憩しているにしては吹いていない時間が長いんじゃないかな？」って思ってしまった。「がんばります！」に見合った行動が正直見られなかった。行動に出してほしかった。行動を見て信用できなかった。
- ・ あと、手首が痛いのに野球応援に来ていたよね？
- ・ 手が痛い、楽器が吹けないということをまずは相談してほしかった。
- ・ あと、合奏中にスマホでマンガを読んでいるのとかも、見えているからやめてほしい。

- ・（8月3日にLINEでメッセージを送信した件）先生は「連絡するな」とは言わなかった。■人で話し合った結果LINEを送ったので、私だけの意思ではないということをわかってほしい。
- ・県大会には「当然乗れる」と思っていたの？
- ・（乗れなくて悔しいという）強い意志みたいなものを、市大会前に感じなかった。合唱コンの方が大事そうだったし、参加できた練習少ないと思うけど、1回1回を大事にしている感じじゃなかった。一生懸命やっているなって思えなかった。連絡も「これからはきちんと連絡します」って言ってくれた時あったけど（30日？）結局してくれなかった。
- ・欠席中に中学校に吹きに行ったのはどういう経緯？
- ・まだ不信感はあるって、やっぱりあなたは信頼を取り戻していかなくちゃいけないって言うのはわかってほしい。

- ・合唱コンの時にいくつか嘘をついて休んだよね。そこからあなたの言うことが信じられなくなった。「体調不良で部活休みます」って言ったけど、部活の時間教室で過ごしていたこともあったよね。欠席理由は今までのことがあったから、全部嘘に見えた。
- ・合奏中や個人練の時にスマホを見ていたのはなんで？
- ・練習中のそういう様子で、「やる気ないんだな、部活やりたくないんだな」って思って、「部活やりたくないのかな、やめないのかな」って感じていた。「もうやめるんだろうな」って思っていたけど、部活はやめたくないんだよね？一緒にやっていけるの？
- ・市大会の日「私出られませんか？」って軽い感じで聞いてきたよね？あれは「出られる」と思って聞いたの？そういう態度が「あつかましいな」って思った。
- ・20日、早退した日に無断で帰ったのはどうして？
- ・体調不良って言って部活を休んで合唱コンの練習をしていたことはあった？
- ・合唱部の仮入にいたのは何？

5 Aの受けた診断 不登校

- 8月23日、Aは急性胃腸炎の診断を受けた。
- 8月24日、Aは眉毛部円形脱毛症の診断を受けた。
- 8月26日、Aは欠席した。
- 8月30日、Aは欠席し、うつ病の診断を受けた。
- 9月4日以降、Aは不登校となった。

Aの出席状況は第3章第3の2のとおりである。

10月29日、Aは吹奏楽部の退部届を提出した。

6 メッセージ

9月20日、■はAに対し個人宛LINEで「生きてるー?」とメッセージを送信した。

第2 吹奏楽部における部員らの出欠

4月22日から8月7日までの出欠表（■が記録していたものを本調査会で集計した。）を別紙として添付する。

第5章 「いじめ」の認定について

第1 はじめに

推進法の趣旨に則り、「いじめ」の事実認定にのみ力点を置くのではなく、「いじめ」の特質を解明した上で当該校・県教委の対応を検証することにより、同種事態の発生の防止に資するようにした。

第2 「いじめ」の定義について

推進法第2条は、「いじめ」について、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義する。本報告書本章以下の「」付の「いじめ」は、推進法第2条の定義するいじめという趣旨である。

一見些細な出来事であっても、これが継続した場合には、被害児童等の精神的肉体的負担が累積増加して不登校や自死のような重大な結果を招いてきたことから、同法は「いじめ」を広く定義し、「いじめ」につき情報を集積共有するとともに組織的に対応することで、被害児童等の心理的負荷を的確に把握し、重大な結果を招くことを防ぐことを意図している。

このように「いじめ」を広く定義することから、同法は、「いじめ」に対する具体的措置については基本的に学校の裁量に委ねるとともに、「いじめ」と認定されたとしてもそのことのみで加害児童等に対する厳しい対応を求めるものではなく学校に対しても低い評価を行うものでもない。

換言すれば、「いじめ」と認定されることはそのことで直ちに学校の取った具体的措置が不十分であったことを意味するものではない。

そして本部会は、本部会が事後的に認定した事実に基づき、学校の取った具体的

措置の妥当性を、再発防止の観点から検証するものである。

当然ながら、学校の認識し得た事実に基づき、学校のとった具体的措置の違法性を、裁量権の濫用の有無という観点から判断し、その責任を追及する訴訟手続とは異なる。

第3 「いじめ」の認定

1 市大会まで

第4章第1の2「市大会まで」(1)で挙げたAの主訴である①～⑧のうち、下線を施した部分については具体的な事実である上に資料ないし関係生徒らの発言からも認定できるものであり、これによりAが苦痛を受けていることもAからの聴取ないし提出文書にて認定できることから、「いじめ」と認定する。

これらについては、Aのみを対象としていたか、関係生徒らによる意図的なものかについては認定する確かな資料は存在しないけれども、下記第4の1(1)でみる部員の出席状況や情報の共有からすれば、意図的であった可能性は認めうる。

また、第4章第1の2「市大会まで」(5)以下の下線を施した部分も具体的な事実である上に資料ないし関係生徒らの発言からも認定できるものであり、これによりAが苦痛を受けていることもAからの聴取ないし提出文書にて認定できることから、「いじめ」と認定する。

2 副顧問らへの働きかけ

関係生徒らが副顧問らに対しAの県大会出場について働きかけた行為(第4章第1の3(2))については、関係生徒らがAに直接行ったものではないけれども、推進法第2条第1項は「心理的又は物理的な影響を与える行為」としていて顧問を介した間接的な行為も含むと解しうること、8月19日発言等と同様にAの傷つきにつながるものであることから「いじめ」同様に対処し再発防止策を検討する必要があることから、本調査では「いじめ」として扱うこととする。

3 8月19日発言

8月19日発言(上記第4章第1の4(2))は、同日の話し合いでなされた関係生徒らの発言中、Aが提出資料にて苦痛を感じたとするものを摘示したものであり、「いじめ」と認定する。

なお、「相談してくれればよかった」との趣旨の関係生徒らの発言(波線部)については、Aは既に関係生徒らによる継続的な「いじめ」と理解していた(第4の3)のだから、できもしないことを言われたものとして上記発言に苦痛を感じたものと認めることができる。

4 その他

上記第4章第1の3(1)、同4(1)ア、同6の下線部分は、当該校作成資料、A提出資料から事実の存在とこれについてAが苦痛を感じていることを認めることができるから、「いじめ」と認定する。

第4 本件「いじめ」の特質

1 正義をかざした言動

本件において、関係生徒らは、Aの欠席が多いこと、欠席理由に問題があること、欠席後に適切にフォローする態度がなかったこと（以下これらを「Aの欠席等」という。）を問題とし、いわば正義をかざして、顧問らに対してAのコンクール出場を問題とし、さらに8月19日には発言している。

そして、同日の発言については行き過ぎがあったことは理解しつつも、Aの欠席等を問題としたことを関係生徒らは正義と考えている。

しかしながら、本件において、関係生徒らがAの欠席等を問題としたことが正義といえるだろうか。

(1) 部員の出席状況

出欠表にみるとおり、

- ① 日常的に欠席、遅刻、早退が多く、しかもコンクール直前を含め私用や家の用事といった理由が多数認められ、Aについてのみ欠席理由を問題とされる根拠はないこと、
- ② Aと同等以上に欠席している部員が複数いて、特段問題とされないままコンクールに出場していること、
- ③ 関係生徒らも私用を含め欠席、遅刻、早退が目立つこと（関係生徒ら■名全員の欠席、遅刻、早退がなかった日は全58日中11日で、とりわけ市大会後県大会前日までの間には1日もなく、Aの県大会出場を問題としたことと整合性がない。）、
- ④ 新型コロナウイルス感染症による出席停止期間を除けば、7月以降市大会前日までのAの欠席、遅刻、早退日数は5日、1日、1日と顕著に多いとはいえないこと
加えて、
- ⑤ 副顧問Pによれば音の問題もAだけが原因ではないこと、
- ⑥ パート内で「コンクールに向けて頑張る」との意思統一が仮にあったとしても、その日Aは参加していなかったこと、

からすれば、「合わせることができない」とか「合わない人には入ってほしくない」といった理由でAの県大会出場を問題とすべき理由は認められず、加えて吹奏楽部内さらには■■■■パート内において、欠席が多くあるいは私用で欠席している他の生徒は非難されたりコンクール出場を問題とされたりしないのに、Aだけが出場を問題とされる理由もない。

関係生徒らがAが練習に出なかったこと、欠席理由に問題があったことを問題としたことは、正義をかざした言動ではあるけれども、正義とはいえない。

(2) 正義は学校や部により異なる

たしかに、県を超えて地方大会出場クラスで欠席数が少なく且つ欠席時に行うべきことが定式化している吹奏楽部であれば、音が合っていなかったり欠席が多く欠席後に適切にフォローする態度がない部員に対して苦言を呈することやコンクールに出場させないことは正義といえるかもしれない。

しかし、上記(1)①～⑥のような状況の緩やかな、しかも欠席時に行うべきことが定式化していたとは認められない吹奏楽部において、関係生徒らがAの欠席等を問題としたことは、正義をかざした言動ではあるけれども、正義とはいえない。

以下、関係生徒らがAの欠席等を問題としたことについては、かつこ付きで「正義」と評価する。

2 「正義」の暴走

たとえ正義であったとしても、どのような形で実現してもよいわけではない。

ましてや正義ではない可能性をはらんでいる「正義」についてはより慎重であるべきである。

(1) Aをコンクールに出場させなかったことについて

ア 部活動における選手等選考の重要性

中学高校の部活動における、だれを試合に出すか、だれをコンクールに出すかについてのトラブルは、典型的といってよく、多くの学校・部において存在するものと思われる。

これを防ぐため、各学校あるいは各部では基準を設けるなどして生徒が判断に納得するようにし、トラブルを回避しているのが通常であろう。

そして、一旦基準に基づく判断がなされた以上、これを覆すのであれば、重大な理由が存在する必要があるだろう。

イ 重大な理由があったとはいえない

既にみたとおり、関係生徒らのいうAの欠席等については、そもそも8月2日時点において関係生徒らから十分具体的な事実が挙げられていたわけではないし、欠席日数についてもAのものは集計されていたものとしても関係生徒らを含む他の部員の集計はなされておらず、Aの欠席日数が多いとの評価が妥当であったかも不明であったことに加え、A側からは関係生徒らの従前からの言動を問題とされていたにも拘わらずこれについて十分な調査がなされたとはいえず、正義とはいえない可能性をはらんでいたのもあって、慎重な対応を要する状況だった。

しかも、Aの欠席等については、それまでAに対する指導は行われてこなかった上に、仮にこれらを問題とすべきものとしても、A及び関係生徒らに対し口頭指導・説得の上で県大会までの練習(8月3日から起算しても4日間)にて音を合わせることで足りないという理由は見当たらない。

加えて、顧問間では、Aを不出場とすることについてすら諸事情を考慮の上十分協議して決めたとはいえず、ましてや欠席の多い他生徒、県大会直前に欠席が

続いた他生徒をどのように取り扱うかについて協議すらなされていなかった。

したがって、オーディションにて一旦決めたAのコンクール出場を覆すだけの重大な理由があったとはいえ、8月2日の時点でAの欠席等をコンクール不出場に結びつけたこと自体行き過ぎである。

ウ 「正義」の暴走

オーディションの結果を覆すだけの重大な理由があったとはいえ、しかも7月30日に一旦出場させると判断がなされたにも拘わらず、しかもAが出場辞退を撤回したにも拘わらず決められたAの不出場は、「正義」の暴走と評価されてもやむを得ない。

(2) 8月19日の話し合いについて

8月19日発言は上記第4章第1の4(2)にみたとおりであり、Aが苦痛を感じる性質のものであった。

仮に関係生徒らがAの欠席等を問題としたことを正義とした場合には、8月19日発言内容の相当数は正義と評価されるかもしれないけれども、関係生徒ら■人から立て続けに批判を受ける一方、A側からは関係生徒らの言動を問題とすることができず、しかも「もうやめるんだろうなって思っていた」とか「あつかましい」との発言がなされるに至っているようでは仮に正義に基づくとしても度が過ぎている。

関係生徒らは「正義」をかざして度を過ぎた発言を行いAに苦痛を感じさせたものであり、これもまた「正義」の暴走というべきである。

もっとも、関係生徒らは8月19日発言について言い過ぎた面はあると考えているけれども、同席していた顧問らが制止しなかったとして、むしろ被害者的な意識が看取され、Aの欠席等を問題としたことを正義と考えていることと相まって、指導には困難が認められる。

3 継続的な「いじめ」

(1) 部員の出席状況

上記1(1)でみた部員の出席状況からすれば、吹奏楽部内にて同じようなことをしている他の生徒は非難されたりコンクール出場を問題とされなかったのに、Aだけは関係生徒らから非難を受けコンクール出場を問題とされたことになる。

そうすると、パート内においては、Aに対する継続的な「いじめ」が元々存在しており、欠席日数とか欠席理由は「いじめ」の正当化に過ぎないものと考えうる。

(2) 情報共有

- ① Aが■との情報が■を通じ関係生徒らの知るところとなっている、
- ② Aが教室にいたという情報が別の生徒を通じ関係生徒らの知るところとなっている、
- ③ 8月19日の話し合いで関係生徒らに取り上げた事実(上記第4章4(2)の二重下線部)が発言者自身の見聞きしたものばかりではない、

とAについての否定的な情報が共有されている。

また、A母によれば、8月19日関係生徒らは情報共有しながら話し合いに臨んでいたとされる。(これを副校長に指摘したところ、副校長は「悪口を共有しているわけではないので、何も悪いことではない」と応じたとされる。)

このように情報共有がなされていることは、関係生徒らとAの間に多対一の関係が成立し継続的な「いじめ」が存在していたことの表れと考えられる。

(3) ■の発言

第4章第1の2(6)でみたとおり、■はAに対し「部活でヘイト溜まっているよ」としている。

(4) 7月30日より前の「いじめ」

上記(1)～(3)からすれば、関係生徒らの主観はともかくとして、客観的には、Aに対する関係生徒らの「いじめ」は、話し合いで言い過ぎがあったという単発的偶発的なものではなく、多対一の関係に基づく継続的な「いじめ」の一環と考えられる。

そして、Aが訴える第4章第1の2(1)に挙げた事実(①～⑧)についても、関係生徒らによるAに対する継続的な「いじめ」の一環と考えられるし、Aにおいてこれらの事実を関係生徒らによる「いじめ」と理解することには理由がある。

また、8月1日Aが泣いて帰宅したことから、A母が異変を察知して、「いじめ」通報したことは妥当な行動であったと考える。

第6章 うつ病の診断・不登校に至る経過について

第1 はじめに

重大事態調査は、推進法第28条では、当該重大事態への対処、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための調査とされている。

すなわち、当該案件で重大な結果を防ぐにはどうすればよいか、同様の結果を防ぐにはどうすべきかを調査すべきものであり、誰にどれだけの非があるかを調査しその責任を追及するものではない。

その際、当然ながら、結果は防がなければならないというのが基本となる。

そして、結果を防ぐために何をすべきかを、現在判明している全ての情報を基礎に判断することになる。

結果を防ぐことはできないという結論は基本的に許されない。

些細なことなのに被害者の受け止め方が大げさであるとか、被害者に非があるからといった理由で、結果発生はやむを得ないという結論をとることは許されないし、学校・教育委員会が結果発生防止のための措置をとらなくて良いということにもならない。

被害者側のこうした事情は、司法手続等では問題視されることがあっても、重大

事態調査においては問題視されることはない。

第2 うつ病の診断・不登校に至る経過

表面的には8月19日の話し合いが、うつ病の診断・不登校の直接的契機となっているが、実際には、その以前から継続していた心理的負荷が累積し、限界点に達した結果としてうつ病の診断・不登校に至ったと考えられる。以下に、「いじめ」及びうつ病の診断・不登校に至る心理的過程を整理する。

1 入部以来の関係生徒らの冷ややかな態度による継続的心理負荷

入部以来、第4章第1の2(1)Aの主訴にみるような関係生徒らの冷ややかな態度が認められた。とりわけ合唱コンクール前にAが欠席したことで関係生徒らの態度は硬化し、Aは疎外感を強めた。このような関係のいじめに類する行動は、所属感の喪失や自己否定感を生じさせ、長期的な心理的ストレスの蓄積につながる。この段階で、本人の心理的安全性は徐々に損なわれていたと推察される。

2 コンクール辞退に伴う顧問らの不適切な働きかけ

7月30日以降コンクール辞退に至るまでの過程において、一旦は主顧問が出場を認めたものの副顧問Pによる辞退を強いるような説得が確認された。この対応は、「自分が悪い」、「逃げ場がない」といった自責感・孤立感を強めることとなり、生徒間のストレスと相まって、心理的負荷を一層増大させたと考えられる。また、Aの「まだ部活を続けたかったのでそこで反対すると部活にいらなくなる」という判断は、単なる一時的な感情ではなく、集団内での関係維持を優先せざるを得ない状況であり、力関係の不均衡による服従的適応、長期間の排斥による自責感の内面化、顧問らの不適切な働きかけによる心理的圧力、高ストレス状況下での逃避反応といった複数の心理的要因が重なって形成されるものと考えられる。

これは、被害者が「問題を終わらせるために自己を犠牲にする」典型的な心理過程であり、十分な支援が行われなければ、自己否定感の強化や不登校の悪化につながる重大なサインである。

3 話し合いの当日の心理的攻撃の被害と心理的限界感

上記のような関係悪化と心理的負荷を背景に、8月19日の話し合い当日はAにとって大きな脅威であり、自分の非を再び追及されるのではないかという不安が高まった状態だったと考えられる。加えて、話し合いの場においては、関係生徒らから立て続けにAを批判する発言が向けられたことが確認されている。これらは「直接的な心理的攻撃」に該当し、Aに急性ストレス反応を生じさせる十分な要因となることが推察される。「強い恐怖感」、「自己否定感の急激な増大」、「心理的限界感」、「無力感」が生じ、不登校の直接的契機となったと評価され

る。また、話し合いの後、急性胃腸炎、眉毛部円形脱毛症の診断を受けており、強いストレス反応が確認できた。話し合いの当日は、Aのうつ病の診断・不登校の直接的契機となったと言える。

4 当該校が「いじめ」認知を示さなかったことによる二次的被害

A母からの「いじめ」通告後、当該校が一向に「いじめ」の存在を認めず、適切な調査・支援が行われなかったことは、Aの被害感の否認にあたり、深刻な二次的的心理的負荷をもたらしたと推察される。その結果、当該校に対する不信感と恐怖感が固定化し、登校に向けた心理的抵抗がより強固になったと考えられる。

5 うつ病の診断・不登校の長期化との関係

上記一連の経過により、部活内の継続的な対人関係ストレス、顧問らからの不適切な対応により誰からも支援を得られないという孤立感、話し合い当日の心理的攻撃による被害、「いじめ」被害の否認による二次的被害が複合的に作用し、心理的回復が妨げられたことで、うつ病の診断を受けるに至り、不登校は長期化した可能性がある。

第7章 当該校及び県教委の対応について

第1 当該校の対応について

1 状況を把握せず

顧問らは、7月30日に至るまで、部員の欠席、遅刻、早退日数を集計したことはなかった。

また、7月30日に至るまで、 パート内の人間関係上の問題を把握していなかった。

部活動が教育の一環として行われるものである以上、人間関係上のトラブルを把握しようという姿勢は不可欠である。

たしかに、8月2日や同月9日、10日には聞き取りこそなされているものの、たとえば合唱コンクール前にAが休んで教室にいたとする事実にしても、それが何月何日と何月何日の何回あり、そのことは誰がどのようにして認識したのか等確認する必要があるし、これを踏まえた上でのA側の説明も確認する必要があった。

ところがそうした具体的な事実の確認がなされないまま、合唱コンクール前にAが休んで教室にいたという抽象的な話が確固たる話として扱われている。

その結果、当該校は問題解決の糸口を逃したばかりか、8月19日発言にてAのさらなる傷つきに至り、さらに後述のとおりその後A側との協議に進展がないことにつながっている。

2 「正義」の暴走を止めず

下記第8章第2のような観点を持つことが難しい高校生において、部員の欠席や態度を問題として顧問に働きかけるようなことは、当該校に限らず、多くの部において存在すると思われる。

そして、上記第5章第4の2(1)アにみたような部活動における選考の重要性、さらに従前何らの指導もなされていないという経緯に鑑みれば、主顧問による当初の判断は妥当であったというべきである。

その後、関係生徒らは副顧問らに働きかけ、これにより副顧問らは「このままAを出場させることは妥当ではない」との判断に至っている。

その背景として、副顧問Qは欠席後のAの態度を問題としていたけれども、当該校の吹奏楽部において妥当するものとはいえないし、副顧問PはこのままではかえってAが居づらくなることを問題としていたが、それにはまず関係生徒らの指導が先決というるし、そもそもこうした問題はコンクール直前に扱うべきものとも思われない。

それにも拘らず、顧問らの間でAをどのようにするかについて明確な合意もないうまま、副顧問PはAに働きかけて不出場の同意をさせ、その後Aが県大会出場の意向を示しても校長と顧問らはAを不出場とした。

「正義」を仮に是認するとしても、コンクール直前にAを不出場としたことは「正義」の暴走というべきである。

本来顧問らは関係生徒らの「正義」の暴走を指導すべき立場にあったにも拘わらず、そして校長はこれを指摘し軌道修正すべきであったにも拘わらず、「正義」を暴走させてしまったことは遺憾である。

3 コンクール出場に基準なし・協議なし

既に述べたとおり、出場選手として登録するしない、試合に出す出さない、ステージに上げる上げないといった判断は、部活動において極めて重要である上に、生徒が不満をもつ典型的な場面である。

顧問らは、教育の一環であることを意識しつつ、生徒らの納得いく基準・手続によるなどして、責任をもって判断すべきである。

少なくとも、コンクール直前に、他生徒らからの申し入れを契機に、顧問間で十分な協議もしないまま（少なくとも「音が合わない」などという曖昧かつ教育的観点からは疑問のある理由で結論付けるべきではないし、直前練習不参加の生徒はコンクール本番には参加させないと理由付けるなら他の生徒も同様に扱うのか否かも協議すべきであった。）、右往左往すべき場面ではない。

それにも拘わらず、顧問らは、Aに対し事前に指導すらしていないのに、いきなりコンクールに出る出ないの話をAにすることに問題を感じていなかった。

4 A自身に不出場を報告するよう促したこと

Aの県大会出場辞退について、副顧問PはAに対し自分で主顧問に伝えるよう促した。しかしながら、顧問間でAの県大会出場について協議ができていれば、Aに対し主顧問に伝えるよう促す必要はなかったはずである。副顧問PにはA自身に言わせることで自身の責任を免れようという意識があったようにもみえる。

また、Aが県大会出場辞退を主顧問に伝えると、主顧問はAに対し自分で先輩たちに伝えるよう促した（実際にはその頃関係生徒らは不在だったため、A自身が関係生徒らに伝えることはなかった。）。これもまた責任回避的である上に、多対一の関係からすれば懲罰的である。

5 8月19日の話し合い

(1) 話し合いの前段階

ア 話し合いの目的

当該校は、関係生徒らとAが相互に言いたいことを言い合いつつ相互謝罪・相互理解に至ることを目的として話し合いを企画した。

問題が単発的で両当事者間の力関係に差がない場合には、こうした話し合いは弊害もなく迅速・劇的な解決、Aの早期復帰に結びつくともいえる。

イ 話し合いを行うべき段階ではなかった

しかしながら、企画時点において、関係生徒らとAの間の問題が7月30日降のコンクール出場を巡るものにとどまらず従前の人間関係にあった可能性、さらにAに対する継続的な「いじめ」が存在した可能性が否定できない状況はあった。

したがって、関係生徒らとAの話し合いの前提として、従前の人間関係や継続的な「いじめ」の有無等について具体的事実確認を行った上でこれに対する指導を行っておく必要があった。

例えば、当該校はAの欠席、遅刻、早退日数だけは集計したけれども、その有する意義は他の部員と比較して初めて明確となるものであるにも拘わらず、関係生徒らを含む部員全体の欠席日数の集計はなされていなかった。また、Aが部活を休んで合唱コンクールのため教室にいたとされる日数も明らかにされたとはいえないし、具体的に日時を特定してAの説明を聞いたこともない。

こうした具体的事実確認を踏まえて初めて、関係生徒らがAの欠席を問題とした行為が、部の目標からして当然のものなのか、継続的な「いじめ」なのかが判断できることになる。

そして、この判断を踏まえて初めて、関係生徒らやAへの意味のある指導が可能となるはずである。

意味のある指導のないまま話し合いを行えば、話し合いは紛糾し、悪くすれば関係生徒らによるAに対する攻撃の場となることは予想すべきものであ

った。

ウ 目的の共有・手立ての検討不十分

(ア) 関係生徒らへの働きかけ

その点を措くとしても、記録上、主顧問及び副顧問Qらによる8月9日、10日の関係生徒らの事前指導は関係生徒らの不満を聞くにとどまっている部分が多く、顧問らから関係生徒らに対し相互謝罪・相互理解に向けた十分な働きかけがなされたと認められない。

むしろ、顧問らは■に対し「突っついてほしい、言わないと変わらない■突っつき合ってほしい」と話し、これを■が承諾していることからすれば、顧問らは関係生徒らの発言によってAに反省を迫りAの行動を変容しようと考えていたのではないか。

校長と顧問らの間で、話し合いの目的が共有されていたとはいえないし、目的達成に向けた手立てについても検討された跡が見当たらない。達成の手立てを欠いた目的は、願望に過ぎない。

こうした状況で話し合いを行えば、当然に関係生徒らはAに「言ってやろう」という意識でこれに臨むこととなり、Aの言い分に耳を傾けるという意識を欠くことになる。

顧問らの不適切な働きかけにより、関係生徒らは「正義」を暴発させたものというべきである。

(イ) Aへの働きかけ

上記に述べたとおり、Aは関係生徒らの継続的な「いじめ」を訴えていた一方、「いじめ」について関係生徒らは認めるに至っていない。

「いじめ」の実態の解明がないままでは、前提事実を巡って対立することになり、話し合いが機能しないのは自明である。

その点を措くとしても、A側としては「いじめ」の訴えをしている中で、当該校から話し合いの目的について「生徒同士の誤解や思い違いを解き、不適切なことがあれば、謝ったり、相手の立場に立って話し合いをする」と説明を受ければ、関係生徒らからも謝ってもらえると理解するのは当然といえる。

それにも拘わらず、話し合いでAが関係生徒らから一方的に非難され謝罪もないというのでは、Aが傷つきを深めるのは当然である。

エ 話し合いの方法が不適切

1対■ではなく1対1の話し合いを■回連続で行うという方法についても、両当事者が対等な関係にあるならばともかく、多対一の継続的な「いじめ」の存在可能性がある状況では、Aの精神的な負荷が大きいことは教育の専門家として予想すべきであった。

教育の専門家ではないA側が事前にこうした方法を了承していたと仮定しても、本件においてこうした方法は不適切であったというべきである。

(2) 当日段階

主顧問、副顧問Q、副顧問Rらは、当日関係生徒らの発言に行き過ぎがあったと感じても、さらに事前指導にてしないように指導した発言があっても、発言を制止も注意もせず、いわば「正義」を暴走させた。

一方、Aの行った発言は謝罪か攻撃に対する弁明に過ぎず、Aの抱いてきた思いについては話題になっておらず、顧問らはAの発言を促してもいない。

この点副顧問Qは、8月19日当日話し合い前にAの事前指導を実施する予定だったのがA母への対応により実施できなかつたとするけれども、たとえ事前指導がなくとも話し合いの場に顧問らが立ち会っていたのだからAに発言を促すことは可能であった。

「相互理解」は願望ですらなかったのだろうか。

結局、8月19日の話し合いにより、Aは傷つきを深めることとなった。

6 多対一の関係を認識しながら慎重さを欠いた対応

7月30日の時点で顧問らは、関係生徒ら対Aという多対一の関係、多が一を非難する関係を既に認識していたことになる。

こうした場合、多の側が正義である可能性もあるけれども、多が一を「いじめ」ている可能性もあるのだから、慎重な対応が必要だった。

とりわけ、顧問ら及び校長は①8月2日電話にてAから「辞退は本意ではなく県大会に出たい」との意思を聴取し、②同電話にてAから7月30日より前から関係生徒らとの間には問題があったことを聴取し、一方で③従前の部活内の出欠席の状況を具体的に把握しておらず、また④[]パート内の人間関係の状況を把握していなかったのだから、より慎重な対応が必要だった。

それにも拘わらず、顧問ら及び校長は、Aの欠席や練習態度を問題視する関係生徒らの「正義」に則ってコンクールには出場させず、また具体的状況の把握のないまま早期に多対一での話し合いで問題を解決しようとしたことは、問題を拡大した。

7 具体的調査を欠いたままの対応

8月1日以降、A側は7月30日前からの関係生徒らの言動とその延長としてのコンクール不出場・8月19日発言を問題としてきた。

これに対し、当該校は練習を欠席する等したAにも反省すべき点があり関係生徒らの言動にも理由があるとする一方で、コンクール不出場について判断が揺れたこと・8月19日発言の行き過ぎを制止しなかつたことについては謝罪するなどしてきた。そして関係生徒らの言動にも理由があるとする延長として、「いじめ」を認めず双方に問題がある旨の発言を行う等A側が問題とする言動を行ってきた。

そうした当該校の姿勢は本調査開始まで基本的に変わることはなく、その間関係生徒らの非を認めるべきとするA側と関係生徒らとの行き違いの調整を旨とする当該校の協議が進展することはなかつた。

結局のところ、Aの欠席等を問題とした関係生徒らの言動内容自体が「問題視すべきか＝正義といえるか」を具体的に調査しないことには、解決の糸口はなかったものと考えられる。

関係生徒らの言動内容自体が正義といえれば問題は正義の暴走（すなわち県大会不出場と8月19日言動中で正義を逸脱した発言）に限られることになるけれども、正義といえなければ継続的な「いじめ」の問題に発展していくからである。

しかるに、当該校は、上記5（1）イにみたように、Aの欠席、遅刻、早退を集計した以外には具体的調査を行うことはなかった。

そのため、当該校は、上記第5章第4の1にみたような実態を認識することはなく、関係生徒らの言動が正義とはいえないという認識を欠いていた。

当該校とA側の間の協議の進展がなかったことは、形式的には「いじめ」を認めるか否かについての見解の相違に起因するともいえるけれども、実質的には関係生徒らの言動が正義といえるかについての見解の相違に起因するものといえる。

そして、見解の相違の原因は、当該校において具体的調査を欠いたまま、関係生徒らの「正義」を前提としたことによるものといえる。

もちろん、具体的調査を行ったからといって成果があるとは限らず、そうした場合に見解の相違を埋め協議を進展させることは難しい面はあるけれども、だからといって具体的調査を行わなくてよいことにはならない。

8 法に則ったとはいえない対応

本件について、初期においては顧問らと校長を中心とする管理職らが、その後は管理職らに対応し、校内のいじめ対策等検討会議は会合こそ開かれたものの、情報の集約や対応、重大事態調査を担ったわけではない。

少数者による対応は機動的ではあるかもしれないけれども、問題に気づかないまま対応し問題を複雑化させる危険がある。

教育を巡る今日の状況を個の力で突破することは困難であり、「チーム学校」を機能させる必要がある。

本件では、推進法・学校いじめ基本方針に則り、早期に校内のいじめ対策等検討会議が複数の視点をもって事案に対処するとともに、学校主体の重大事態調査を行い、そこで具体的事実の有無を詰める中で、より具体的な調査を行うべきことに気づくことができた可能性はあったと考えられる。

9 寄り添った対応

本件において、Aの学級担任と学年主任、教頭がAに寄り添ってきたことは、「チーム学校」における役割を果たしたものとして、評価できる。

第2 県教委の対応について

1 当該校への対応

県教委が「いじめ」を認めようとしなかった当該校に「いじめ」を認めるべきことを働きかけたことは評価できる。

さらに、県教委はA側に対し聴く姿勢をとり続けたことは評価できる。

しかしながら、A側は早期より県教委に事情を伝え続けてきたのだから、県教委としては当該校とA側の争点が「いじめ」の認定にとどまらず、結局のところAの欠席等を問題とする関係生徒らの言動内容自体が正義か否かという点にあることを早期に把握し、この点を具体的に調査する必要があることを当該校に明確に働きかけるべきであった。

A側において、県教委は話はしてくれたが事態は改善しなかったと感じていたとしてもやむを得ない面がある。

2 重大事態調査の開始時期

遅くとも9月4日以降、県大会不出場や8月19日の話し合いを巡りAがうつ病の診断を受け不登校となっていることは明らかであり、これが「いじめ」によるものである「疑い」はあった。

しかも、A保護者は9月4日には重大事態調査を当該校に申入れ、同月9日には上記申入れを県教委に報告していた。

したがって、調査主体はともかくとして、9月の初め時点で重大事態調査に向けた手続は開始されるべきであった。

しかるに、当該校は同月時点では関係生徒らの謝罪を含む話し合いで解決することを志向し関係生徒らを指導するなどしていたこともあり、県教委も当該校も重大事態調査に向けての手続を進めることはなかった。

結局、当該校が重大事態の発生を判断したのが10月24日、県教委が知事へ重大事態発生の報告をしたのが11月1日、本調査会への諮問が同月26日となったことは遺憾である。

第8章 提言

第1 本件への今後の対処

1 関係生徒らの現状

関係生徒らの現状は基本次のとおりである。

関係生徒らは、「Aの欠席が多いこと、欠席の理由に問題があること、欠席後に適切にフォローする態度がなかったこと」について問題とした言動を正義と考えている。

また、Aの県大会出場について顧問らに働きかけた言動も、それ自体は「Aの欠

席が多いこと、欠席の理由に問題があること、欠席後に適切にフォローする態度がなかったこと」について問題とした正義の言動であると考えている。（しかも、Aを一旦出場させるとした上で、結局不出場としたのは顧問らである。）

さらに、8月19日言動についても、内容は上記の正義である上に、顧問らは内容を事前に確認した上で、「行き過ぎた発言は止める」と言っていたのに止めなかったのだから、関係生徒らは言動に行き過ぎがあったとは考えていないし、行き過ぎがあったとしても顧問らの対応に問題があったと考えている。

そして、9月以降の指導については、納得できないまま謝罪を求められたと理解している。

関係生徒らの保護者も基本的に同様の考えであり、当該校の対応や重大事態調査の実施について不満をもっている。

2 想定される指導

本来であれば、諸々の具体的事実を確認した上で、出欠席状況等（第5章第4の3）でみた客観的状況からすれば、Aの主訴（第4章第1の2（1））の基礎となる事実は存在すると考えられ関係生徒らのいう「正義」は正義とはいえないことを関係生徒らの理解を促す必要がある。

また、仮に正義であったとしても、「何をしてもよいわけではない＝暴走させてはならない」ことも関係生徒らの理解を促す必要がある。

これらの理解を踏まえて関係生徒らが自らのあり方の内省を深めることのないまま、A側に対する謝罪の場を設定しても、前提事実や謝罪の態度を巡り紛糾し、関係生徒らが不満をもち潜在化した「いじめ」を引き起こす危険を高めるか、8月19日の話し合いの再現となるだろう。

3 信頼関係の棄損

関係生徒らの指導は、関係生徒らと人格的な接触を有してきた顧問らを中心とする当該校教員らによって行われることで、初めて浸透する（たとえば、自身のあり方を顧みたと自身をなすべきことを考える）ものとなる。

とりわけ上記2の内容の指導は、個別的に、本件の経緯を踏まえつつ、立場が変われば正義が正義ではなかったり正義の暴走が破局を招いてきたという人類の歴史を踏まえた洞察（広大な視点）を、生徒の日々の出来事・感覚（現在の視点）に落とし込んだ上で、生徒への共感と導きのバランスをとって行わなければならない、それには生徒との人格的接触の積み重ねと信頼関係が必要である。

換言すれば、生徒との人格的接触の積み重ねも信頼関係もない県教委職員や調査委員等が指導を行おうとしても、それは単なる通知・通告にとどまり、指導の浸透は困難である。

当該校教員の役割は、代替困難である。

ところが、本件では、上記第7章第1や上記1にみたとおり、当該校の対応には

問題があったことから、当該校はA側のみならず、関係生徒ら側からの信頼関係も棄損するに至っており、当該校教員らによる指導の浸透が困難な状況にある。

4 信頼関係を回復する努力

当該校教員らとしては、信頼関係を回復する努力として、まずは本報告書の指摘も踏まえつつ、反省すべきは反省し、謝罪すべきは謝罪し、改めるべきは改めた上で、本件をどのように解決するのが最善であるかをいじめ対策等検討会議を中心とする「チーム学校」の十分な協議を経た上で、真摯にA側及び関係生徒側に示し話し合うことが重要と思われる。

人は誰も生きていく中で、大なり小なり過ちは避けられない。
過ちの後にどのように振舞うか、それ自体が教育といいうる。

第2 「いじめ」の正当化に留意すること

今日において、「いじめ」一般を是とする児童生徒・教員はまず存在しないだろう。

しかし、現実には「いじめ」が深刻化する例は後を絶たない。

特に、以下のような弁解により「いじめ」ではないこととされ、あるいは「いじめ」が正当化されることによる場合が目立つ。

- ア おたがいにやり合っている
- イ やられたからやり返しただけ
- ウ 対象児童生徒（さらには対象児童生徒保護者）にも悪いところがある
- エ ちょっとしたことなのに対象児童生徒が気にしすぎている
- オ 悪気はなく遊んでいるだけ
- カ 対象児童生徒が（やっても）いいと言っている
- キ ただの仲違い

アは多対一の場合や、最初に手を出すのが常に一方である場合、力に不均衡がある場合等、決して対等ではない。

イについては、児童生徒間の行為で正当防衛が成立する場合は稀で、苦痛を与える行為の多くは違法であるし、そもそも正確に同じ量の苦痛を返すことなど不可能で多くは過剰である。

ウについては、悪いところがない人はいない（そもそも長所と短所は常にうらはら）のであって、ある人についてだけ悪いところを取り上げること自体差別的なことが多いし、その点は措くとしてもこれを理由に苦痛を与える行為が許容されてはならないはずである。

ましてや保護者は別人格である上、児童虐待事例をみるまでもなく常に適切な行動をとれるとは限らないのだから、その所為を理由に対応を怠ってはならない。

エ、オについては、受け止めは対象児童生徒側の主観によるべきで、苦痛はないとか苦痛を与えることが許容されとかを他人が判断すべきものではない。

無論「いじめ」の実態により指導のあり方は学校の裁量に委ねられているけれども、苦痛の有無については出発点とすべきである。

一方で、「いじめ」がひどい場合には被害申告すら困難となるので、カのような場合でも苦痛に値する行為がある場合には他人の判断にて介入する必要がある。

カについては、たとえ対象児童生徒が（やっても）いいと言っている場合であっても、それが真意であることは稀であろうし、対象児童生徒が自発的におごっているようにみえても、それが心底望んでおごっているかという、そうではないことが多いであろう。

キについては、仲違いしてお互いに口をきかないということと、そのうち一方が他の児童生徒に働きかけて一方を集団から排除しようとするのは、切り分けなければならないと考える。

以上に見たような正当化を関係児童生徒らが行うことはむしろ通常であり（それゆえ、「いじめ」ではないとの弁明がなされる。）、こうした正当化を教員が許容してしまう場合もある。

対象児童生徒側に克服すべき課題があると考えている場合には、教員自身がこうしたものの見方をしてしまいかねないことにも注意が必要である。

対象児童生徒側に克服すべき課題があったとしても、それゆえに関係児童生徒が苦痛を与えることまで許容されるわけではない。

第3 多対一のある関係がある場合

そもそも多対一のある関係が存在する場合、「いじめ」の存在を想定すべきである。

一見「多」の側の言い分が正義と思われても、正義の暴走として集団からの排除につながっている可能性を検討すべきであるし、そもそも正義かどうかも十分検討すべきである。

そうした検討抜きで「一」の側の問題と即断するのは（ましてや「一」の側の保護者の問題と即断するのは）、いわば悪魔のささやきであり、問題を拡大する。

第4 集団内での同調圧力と責任の自覚

本件の関係生徒らを含め、「いじめ」に関係した児童生徒の中には、意図的に攻撃した児童生徒だけでなく、集団内の雰囲気や人間関係を崩すことへの不安から、明確な違和感を抱きつつも行動を起こせず、結果として攻撃的な児童生徒に同調的な立場を取っていた児童生徒が含まれていると考えられる。

児童生徒においては、集団内で孤立することへの恐れや評価への敏感さが強く、「何も言わない」、「距離を取る」ことが自己防衛として選択されやすい。しかし、その沈黙や不作為は、対象児童生徒にとっては集団全体からの否定として受け止められ、孤立感を強め、心理的負担を増大させる要因となり得る。

そのため、「自身が直接加害をしていなくても、止めなかったこと、見過ごしたことで被害の拡大につながる場合がある」ということを理解し、行動しなかったと

いう不作為を含め、自分の行動には責任があることを自覚することが必要であり、学校には関わりを振り返らせ、そうした自覚を促す機会を設けることが求められる。

あわせて、本件のような状況に直面した際には、正面から対立することだけが行動ではなく、教員や信頼できる大人に相談する、対象児童生徒に個別に声をかける、場から距離を取るなど、現実的かつ実行可能な選択肢があることを知識として知っておく必要がある。

これらを通じて、児童生徒が集団の同調圧力を自覚的に捉え、自分の違和感を放置せず、自らの判断と責任に基づいて行動する主体性を獲得していくことが重要である。

第5 法・方針に則った対応

「いじめ」の定義に沿って「いじめ」を認め、情報を共有して組織的に対応することを推進法は求めている。法に則った対応がなされないことで、不信感が生まれ、対応に困難が生じる。一旦不信の連鎖に陥ると、その払拭には困難が伴う。法に則った対応は、信頼関係醸成の第一歩である。

教職員は、推進法、国・県・市町村のいじめ防止基本方針、重大事態調査ガイドライン、生徒指導提要の要点を理解した上で、各学校で策定している「学校いじめ防止基本方針」に則った対応を行うことにより、「いじめ」の早期発見、早期対応を徹底し「いじめ」を重大化させないよう、組織的な支援・指導体制を構築することが必要である。とりわけ、学級は学級担任、部活動は顧問といった縦割りの中での抱え込み・まちまちな対応・一面的判断を回避するためには、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（推進法第22条）を実質的に機能させる必要があり、「対応する事案の内容に応じて学級担任や教科担任、第三者等も構成員に追加するなど、柔軟な組織運営を図る」（神奈川県いじめ防止基本方針23頁。部顧問も含まれるだろう。）ことが重要である。そして、その基盤として、多面的・総合的な生徒理解に基づく日頃の生徒指導、児童生徒との人間関係づくりがまず大切である。

以上は「いじめ」防止対策にのみ妥当するものではない。学校で行われるすべての教育活動について、その目的や方針を組織的に的確に設定し実践・指導していくこと、それを児童生徒や保護者に説明し理解と納得を得ること、また教職員が協働し「チーム学校」として組織的対応を行うことが、児童生徒や保護者、地域との信頼関係を深め、児童生徒の充実した学校生活につながるものと考えられる。

いじめ防止対策推進法の施行から13年が経過しようとしている。児童生徒の命に関わる深刻な事態を繰り返してはならないという教訓のもと、いま一度教職員間での共通理解を図り、いじめに苦しむ児童生徒を出さないだけでなく、児童生徒一人一人が安全・安心を実感し、笑顔あふれる学校生活を送ることができるよう本部会は願っている。

以上

神奈川県いじめ防止対策調査会調査専門部会委員名簿

選出区分	氏名	任期	役職等
学識経験者 (団体推薦)	小池 拓也	令和6年4月26日 ～令和8年4月25日	弁護士 (神奈川県弁護士会)
学識経験者 (団体推薦)	蓮舎 寛子	令和6年4月26日 ～令和8年4月25日	精神科医 (神奈川県精神科病院協会)
学識経験者 (団体推薦)	分部 あい	令和6年4月26日 ～令和8年4月25日	臨床心理士 (神奈川県臨床心理士会)
学識経験者 (団体推薦)	小島 操子	平成30年4月26日 ～令和8年4月25日	社会福祉士 (神奈川県社会福祉士会)
学識経験者 (団体推薦)	池ヶ谷 優花	令和6年4月26日 ～令和8年4月25日	日本生徒指導学会員 (日本生徒指導学会)

深籍	生徒	合計
	文	24
	理	7
	法	1
	文	3
	理	1
	文	12
	理	6
	文	1
	理	4
	文	4
	理	4
	文	5
	理	5
	文	15
	理	4
	文	5
	理	5
	文	3
	理	0
	文	28
	理	2
	文	3
	理	26
	文	6
	理	2
	文	25
	理	6
	文	5
	理	19
	文	4
	理	1
	文	19
	理	4
	文	2
	理	8
	文	10
	理	3
	文	6
	理	3
	文	13
	理	7
	文	1
	理	2
	文	1
	理	11
	文	7
	理	11
	文	0
	理	9
	文	11
	理	6
	文	1
	理	11
	文	2
	理	2
	文	11
	理	2
	文	0
	理	3
	文	0
	理	5
	文	4
	理	2
	文	8
	理	4
	文	0
	理	7
	文	7
	理	2
	文	7
	理	2
	文	3
	理	6
	文	3
	理	3
	文	0
	理	6
	文	3
	理	0
	文	5
	理	1
	文	6
	理	2
	文	6
	理	1
	文	4
	理	6
	文	2
	理	2
	文	4
	理	4
	文	6
	理	3
	文	6
	理	0
	文	5
	理	2
	文	6
	理	1
	文	4
	理	6
	文	2
	理	2
	文	4
	理	7
	文	3

